

平成 23 年

新 城 市 教 育 委 員 会

10 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成23年10月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 10月27日(木) 午後2時30分から午後4時10分まで

2 場 所 新城市市民体育館 第2会議室

3 出席委員

川口保子委員長 菅沼昌人委員長職務代理者 馬場順一委員
篠津順子委員 瀧川紀幸委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長
村田道博教育総務課長
小西祥二学校教育課長
小石清人生涯学習課長
請井浩二文化課長
夏目昌宏スポーツ課長

5 書 記

小澤正伸教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案

第12号議案 新城市体育指導員に関する規則の一部改正について
日程第4 協議・報告事項

- (1) 新城市立小中学校体育施設の開放に関する規則の制定について
- (2) 新城市立小中学校体育施設使用料減免要綱の制定について
- (3) 新城市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (4) 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (5) 山吉田地区新設小学校建設工事、屋内運動場棟工事請負契約の変更に
ついて
- (6) 教育委員会管理施設の指定管理者の指定について
- (7) 作手地区小学校再配置の要望について

(8) 新城小学校屋内運動場改築に係る要望について

(9) その他

日程第5 その他

(1) 第6回愛知県市町村対抗駅伝競走大会について

(2) 第24回新城歌舞伎について

委員長

それでは、平成23年10月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、事前にお目通しをいただいています。ご異議がなければご承認・ご署名をお願いしたいと思います。「異議なし」の声、異議なしと認めますので9月の定例会のご署名をお願いします。

(会議録署名)

日程第2 教育長報告

委員長

それでは、日程第2教育長報告についてお願いします。

教育長

東京では「木枯らし1号」を記録したそうですが、朝夕、だいぶ冷えこんできました。新城でも、このごろ秋らしい晴天の日が続いています。スポーツの秋、文化の秋、芸術の秋と、何を行うのにも快適な季節になってきました。季節に即した、学校行事やイベントが満載の10月でした。それでは、10月の「新城教育」の概要を報告します。

学校教育関係では、市内10幼稚園小学校中学校の学校訪問を行いました。「校長が変われば学校が変わる」「担任が変われば子供が変わる」と言われますが、それぞれ、学校教育目標の実現、学級づくりに、しっかりと取り組んでいました。教育委員のみなさまにも、分担して訪問をしていただいていますので、後ほど、学校訪問の感想をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

8日の土曜日に授業研究会が愛教大附属岡崎中学校でありました。土曜日開催は、きわめてめずらしく、附属中学校としても初めての試みでした。新城から伊藤雅朗先生が副校長として学校経営の要を担っています。先生方は、「三河教育の先鞭を担い、学校教育に貢献する」という「附属の使命」を自覚して、日々、実践研究に携わっています。そんななか、よりよい授業をめざして意欲に満ちた若手教師や実践家を対象に、手弁当での自主的参加を期待しての土曜日開催でした。参加総数は435名で、

三河地区の教員参加者のうちの82パーセントが「教諭職」ということで、授業時間中の風景も、参加者が公開授業教室に集中し、中庭など教室外での人影も、私語もなく、授業実践の意欲に満ちた会でした。学校5日制、新指導要領の実施など、授業時間がタイトになるなか、今後の研究発表会のあり方を示唆するものであると思います。

21日の名倉小学校の研究発表会ですが、こちらも新城から内藤昌弘先生が校長として赴任していますが、「言語活動の充実」を期して研究発表を行いました。教育センターの水野達彦研修部長が講師で、『言語活動というと、「聞くこと・話すこと」を中心に考えてしまいがちだが「読むこと・書くこと」こそが大切である』と強調してみえました。新城教育でいうところの「三計」「三多活動」の考えに基づいて論を展開してみえ、共感をもって聞かせていただきました。ほかにも、玄関まわりの花壇の整備や、教室や講堂の施設設計など、人間中心のこまやかな配慮がなされており、新設校建設設計の際には、おおいに参考になります。

24日から26日まで、2泊3日で慶北大学附設中学校の生徒16人と引率3名の先生方が新城を訪問されました。今年は、八名中学校を訪問校として交流を深めました。ホストファミリーの皆様方はじめ多くの方々のお力添えのおかげで、有意義な時間を過ごすことができたと思います。26日朝のお別れ会も、アットホームな雰囲気の中、派遣団を見送りました。来年の8月末には、新城市の中学生が韓国を訪問します。

28日29日には、東海北陸PTA研究大会愛知大会が名古屋市で開催されます。1日目は、6分科会で協議がありますが、このうち2分科会において、新城市PTAがコーディネーターを担当します。第3分科会「学校支援」において平成20年度県P会長の滝川紀幸氏が、第5分科会「地域連携」において平成22年度県P副会長の保木井孝幸氏が大役を担われます。どちらも「共育」をめざす「新城教育」とのかかわりが深い内容だけに、分科会の深まりを祈念しています。

また、学校スポーツ関係では、小学校・中学校の陸上大会、中学校の駅伝大会が行われました。千郷歩こう会も中学校と千郷地区の共催で例年どおり行われました。一方、文化的行事においても、学校文化祭で、それぞれ工夫を凝らした催しや合唱コンクールが行われるとともに、英語スピーチコンテストなどが開催されました。

このほか、学校施設の関係では、のちほどの報告事項にもございますが、新城小学校屋内運動場の設計につきましては、地域住民の方々からの要望も提出されており、住宅密集地域内の施設であることから、騒音や照明などの環境への影響も細心の配慮をして進めてまいりたいと思います。

次に、社会教育はじめ学校教育以外の事柄ですが、1日の市政記念日に新城市教育委員会表彰を行いました。また、同日より23日まで、愛知県移動美術館が文化会館展示室で開催され、期間中2,256名の入場者がありました。「生命の讃歌自然をめぐる絵画と焼き物」と題して、国内の名作の絵画や陶器が展示されました。

16日に愛知県民茶会が安城市で盛大に開催されました。来年度、新城市で開催さ

れる予定であることから、新城市の文化協会や新城茶花友の会など、多くの方々が参加してみえました。22、23日の新城ラリーでは、初日が雨にたたられましたが、それでも、今年から、新たにトヨタも参加し、家族づれなど約15,000人の皆さんに楽しんでいただきました。23日の新城へボサミットでは、昨年の倍近い105点が出品され、山里ならではの風物を楽しみました。また、同日の三遠道路開通イベントでは、名号トンネルそばの広場に県内外から大変多くの方々が集まれ、開通前のトンネル内を歩いたり、鳳来東小学校のアルプホルンの演奏などイベントを楽しんだりしました。さらに、千郷、中部、舟着などの住民運動会や、各中学校区や地区などで公民館まつりが開催されました。まさに、スポーツと文化の秋でした。

委員長

ありがとうございました。それではご意見ご質問がありましたらお願いします。
それでは、よろしいでしょうか。教育長報告はこれで終わります。

日程第3 議案

第12号議案 新城市体育指導員に関する規則の一部改正について

委員長

日程第3、議案、第12号議案、新城市体育指導員に関する規則の一部改正について説明をお願いします。

スポーツ課長

新城市体育指導員に関する規則の一部改正につきましては、6月24日にスポーツ振興法が全部改正されスポーツ基本法に変わったことによるものです。スポーツ振興法で今まで体育指導委員という文言がありましたが、スポーツ基本法ではそれがスポーツ推進委員に変わりました。改正部分は、資料の新旧対照表にありますように見出しの「新城市体育指導員に関する規則」を「新城市スポーツ推進員に関する規則」に改め、第1条では、「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものです。第2条においては「スポーツ振興」を「スポーツ推進」に改めるものです。根拠法令の改正に伴い規定を整理するため規則の改正を行うものです。

施行日につきましては、8月24日にスポーツ基本法が施行されていますので、規則の公布の日から施行するものとします。

経過措置としましては、現在委嘱されている体育指導委員は、改正後の新城市スポーツ推進委員に関する規則により委嘱されたスポーツ推進委員とみなすものです。

現委員の任期につきましては、新規則第4条第1項の規定にかかわらず旧規則の体育指導委員としての任期となりますので、今年度末までです。

また、附則の中で併せて、新城市教育委員会事務局組織規則の改正も行うものでありまして、スポーツ課の事務分掌の第1号中の「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に改め、第4号中の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものです。

委員長

ありがとうございました、何かご質問がありましたらお願いします。

委員

これは、国の法令に基づいて変えたということですか。

スポーツ課長

そのとおりです。

委員

例えば、指導委員と推進委員とはどう違うのですか。

スポーツ課長

簡単に言えば名前が変わったということです。行ってもらう業務内容について変更は特にありません。旧スポーツ振興法でいわれていました職務内容に、新たにスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整が追加されていますが、連絡調整は、今までも行ってもらっていますので、特段職務内容について大きな変更はなく、体育指導委員という字句が推進委員に変わったということです。

委員長

名称が変わったということですか。

スポーツ課長

はい。

教育部長

今の、スポーツ振興法は昭和36年に作られた法律です。今は、当時とは時勢が違ってきておりまして、市民の間にスポーツは広まっているという意味合いから、法律の背景にある社会が変わってきて、スポーツが行われてない状況で振興する状況から今は相当行われている状況に変わり、国が見直して、さらに推進していくという意味合いが今回の法律改正の趣旨だと理解しております。

ただ、基本的には、大きく変わってしまうという改正ではありません。

委員長

他にありませんか。

無いようですので、第12号議案について採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成ですので、よろしくをお願いします。

日程第4 協議・報告事項

(4) 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長

日程第4協議・報告事項(4)新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をお願いします。

生涯学習課長

12月の定例議会の提出議案の資料をご覧ください。新城市公民館の設置及び管理

に関する条例の一部改正については、7月の教育委員会議にもご協議をいただきましたが、市が所有しております施設のうち水道施設、病院施設を除く417施設の今後のありかたについて検討する中で、公民館条例に載っております地区の公民館施設におきましては、実質的に維持管理しております地区の所有に切り替えていくことになりました。

今回におきましては、川路公民館、牛倉公民館、矢部公民館につきまして、地元との協議が調いましたので、条例からの削除についてこの12月議会に上程を予定しているものです。よろしくお願ひします。

委員長

ありがとうございました。それでは、この件についてご意見ご質問がありましたらお願ひします。

無いようですので、そのようにお願ひします。

日程第4 協議・報告事項

(1) 新城市立小中学校体育施設の開放に関する規則の制定について

委員長

それでは、日程第4、協議・報告事項(1)新城市立小中学校体育施設の開放に関する規則の制定について説明をお願いします。

スポーツ課長

9月議会で新城市立小中学校体育施設の使用料に関する条例が可決され平成24年4月から施行となりました。現在小中学校体育施設のスポーツ開放は、新城市立小中学校体育施設スポーツ開放実施要綱で事務を行っています。今回の使用料条例の制定に併せて規則を制定しようとするものです。

新城市立小中学校体育施設の開放に関する規則の案は、現在調整中で、今回内容を見ていただきまして来月の教育委員会議に議案として上程しようと思っております。現在の実施要綱、9月の使用料条例を参考資料として付けております。

規則の案は、現在の実施要綱をベースに作っております。新たに加わる事項としては、使用料を納付していただき、それからどうするのかといったことです。7条の3項で使用料の納付と引換に利用券の交付を受けること。5項で施設利用を終了したときに、利用者は利用券を開放管理日誌に貼付することを規定します。

現在の実施要綱につきましては、登録の申請とか使用申請の宛名は各学校の運営委員会の委員長になっていますが、規則になると教育委員会になります。

実際の現場での、事務的な手続きは今と変わりなく進めて行きたいと思ひます。

9月議会の委員会においても、お金の受取等、事務手続きはスポーツ課だけでなく、鳳来地区、作手地区については、支所でも取扱をしてもらえないだろうかと思ひ員さんから要望が出ましたので、今後、早急に支所と調整を行います。

広報の1月号で学校開放の説明をしてPRをしていきたいと思ひます。後は、校長

先生方、利用されている関係団体の代表の方々に周知をしていきます。

よろしく申し上げます。

委員長

ありがとうございました。何かご質問がありましたらお願いします。

委員

要望ですが、最後に出された手続きのことですが、今は、作手、鳳来地区の人は手続きのためにいちいちスポーツ課に行くという事になっているのですか。

スポーツ課長

各学校に、運営委員会がありましてその中で調整しておりますので、申請は運営委員会にしてもらっています。このやり方は今まで通りにしたいと思います。新たに使用料をいただく事になりますので、お金の徴収をどうするかというところです。納付の手続きを運営委員会ではなくて、スポーツ課と、鳳来・作手の支所3カ所で行うことができると考えております。

委員

その事については、まだ通るか通らんか解らないという事ですね。

鳳来、作手の人は、最近、全部新城に行かなければならなく不満があります。そこに、お金を納めるのも新城となると大変です。スポーツ振興ということ、使う人達のことを考えて、是非実現するようにお願いしたいと思います。

委員長

それでは、よろしく申し上げます。ここは、スポーツ課長さんに頑張ってもらいたいと思います。

教育長

12条と報告書の関係についてどういう見解を持っているかということを知りたいのですが。スポーツに怪我や事故はつきものですが、その報告をさせるということで、補償との関係でどういう押さえをもっているか。

スポーツ課長

施設設置者は新城市になります。市では保険に入っています。取りまとめは行政課で行っております。見舞金、通院、入院また、別に賠償金も対象となっております。特別、これについて新たに保険を掛けるということはしておりません。

賠償金については、今一度確認をしておきます。

委員

スポーツ開放の利用できるグループだとか制限はありますか、例えば、高校生から貸してほしいと申請があった場合は貸すことができますか。

スポーツ課長

特別には、制限は設けてありません。例えば10人の団体だとか、成人の人がいなくてはいけないというものはありません。

市民の方という条件はありますので、メンバー全員が市外の方という時はご遠慮願

うこととなります。

過去に新城東高校が部活で東郷西小学校を使ったことがあります。

委員

信用できないような集団から申請があった時は、気を付けないといけませんね。その対応を考えておかないと。

スポーツ課長

利用団体は、登録をしてもらうのが大前提としてあります。その際には構成員のメンバー表を出していただき審査後、登録してから利用申請というかたちになりますので、この段階でチェックできると思います。

日程第4 協議・報告事項

(2) 新城市立小中学校体育施設使用料減免要綱の制定について

(3) 新城市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

委員長

日程第4、協議・報告事項(2)新城市立小中学校体育施設使用料減免要綱の制定についてと(3)新城市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてはスポーツ課の関係ですので二つ一緒に説明をお願いします。

スポーツ課長

新城市立小中学校体育施設使用料減免要綱について説明させていただきます。基本は利用者から使用料をいただくということです。ただし、市、教育員会が主催、共催する事業で利用する場合、その他市長が公益上の必要があると認めた場合は100%減免としますが、それ以外は、皆さんからいただくこととなります。これについては市長の決裁を取って進めていきたいと思っています。

新城市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、12月の定例市議会に上程する予定です。本日の12号議案の体育指導委員に関わるもので、報酬及び費用弁償に関する条例の別表にあります「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものです。

委員長

ありがとうございました。それではよろしいでしょうか。

日程第4 協議・報告事項

(5) 山吉田地区新設小学校建設工事、屋内運動場棟工事請負契約の変更について

委員長

日程第4、協議・報告事項(5)山吉田地区新設小学校建設工事、屋内運動場棟工事請負契約の変更について説明をお願いします。

教育総務課長

現在、山吉田地区新設小学校建設工事、屋内運動場の工事を校舎棟の工事と併せて行っております。今回、屋内運動場の基礎工事に入って掘削をしたところ、旧山吉田中学校の基礎と思われますコンクリートの塊が多く埋まっている事が発覚しました。新しい屋内運動場の基礎工事を行うにあたり支障をきたすという事でその撤去処分を行うに当たり、請負契約の変更が必要となります。

請負契約の変更については、議会の議決を受けた契約内容でありますので議会の議決が必要となります。議会を待っておりますと工事が速やかに進まないということで、市長の専決処分で行い、議会にその専決処分事項の報告をしたいと考えております。実際に出たコンクリートの処分量ですが、約100m³という膨大な量がありました。今までが地中に埋まっていて外から解らなかったということがありまして、今回掘削してみて初めて解ったという事で、コンクリート処分費の増額分を変更契約するものです。

委員長

ありがとうございました。何かご質問がありましたらお願いします。

委員

どのくらい、処分費用が掛かりますか。

教育総務課長

約220万円です。

委員

この100m³は、前の建物の基礎なのですか。

教育総務課長

そうです。地域の方に聞きますと、山吉田中学校の特別棟があったところでは、よろしいでしょうか。

委員長

日程第4 協議・報告事項

(6) 教育委員会管理施設の指定管理者の指定について

委員長

日程第4、協議・報告事項(6)教育委員会管理施設の指定管理者の指定について説明をお願いします。

教育部長

教育委員会の施設は、指定管理者制度を導入している施設があります。指定管理者制度はどのようなものかといいますと、従来、公共施設の管理は、市が直接管理をしているもと、管理そのものを業者に全部任せているものがありました。平成18年に自治法が改正されて、従来の管理業務を単純に民法上の契約で委託をすることをせずに、指定管理者制度が自治法に盛り込まれまして、管理をする業者を指定して管理を任せなさいということになりました。民法上の契約ではなくて、公法上の契約関係をその

業者と結びなさいという制度に変わってきています。

例えば、教育委員会で言いますと一番大きいのが文化会館でその他図書館、青年の家、ちさと館の公民館、などがこの指定管理者制度を利用してきました。現在教育委員会の所管の施設は、新城施設管理センターに担ってもらっています。この団体は、旧新城市が立上げた組織、団体で法人格を持っておりません。今年に入りまして6月議会9月議会で議論がされまして、法人格を持たない団体に任せていいのかという議論ができました。実際には、市と新城施設管理センターとの契約は3億になります。それだけの大きなお金を、法人格を持たない団体に扱わせていいのかという議論がありました。

基本的には、指定管理者を選定するときに公募に掛けなさいということですが、新城市は、新城施設管理センターという旧新城市が立上げた組織にずっと担ってもらってきたものですから、公募に掛けずに最初からそこに指定をしていました。現在の指定期間が今年度いっぱい切れます。平成24年4月から新たに指定管理者を選定しなければなりません。議会との議論の中で、もう、一社に限定した指定はすべきではなく、広く一般に募って管理者を選定するべきだという議論がありました。

24年4月まで半年を切っておりまして、業者を選定し直すというのは、タイムスケジュール的に間に合わないというのが現状です。

新城施設管理センターも市が立上げた組織ですので、すぐに閉鎖することができるかということ、新城施設管理センターで雇用した職員もおりますので、その処遇もしっかり考えなければいけないということがあります。

市の基本的な考え方としては、もう1年だけ新城施設管理センターを任意指定してその次から公募で広く一般から募るというかたちにしていきたいと考えています。

そうした時に、現行の新城施設管理センターの職員の雇用を市として担保する方向で進みます。これは、市の内部の決定で、これから12月議会に指定管理者の選定の議案をあげていきますので議論が交わされると思います。

委員の皆様方にもご承知置きいただきたいと思います。

委員長

ありがとうございました。何かご質問がありましたらお願いします。

委員

施設で、今どのくらいの方を採用しているのですか

教育部長

正規職員から嘱託まで含めて、22人～23人みえます。今年度中に定年を迎えられる方も数名みえます。

委員

例えば、ここを法人化する案はあったのですか。

教育部長

あります。旧新城市でこの組織を立ち上げた時には、将来的には法人格を取りまし

ようという方向で進んでいきましたが、一般民間企業と競争するのはとても難しいだろうと法人化を断念して、そのまま現在に至っている状況です。

今の議論は、3億というお金を法人格の無い組織に扱わせるというのは、大丈夫なのかといった議論がでていきますので、そういった意味で法人化をするといった動きは、若干あります。例えば、NPO法人化も選択肢に入ってきておりましたが、市がこうしなさい、ああしなさいと言うような状況にはなく、あくまで新城施設管理センターの意向によって決まってくると思います。

私どもも、新城施設管理センターでどうなのでしょうかと話をしていますが、まだ、センターでも話が煮詰まってない状況にあります。

1年間の猶予を与えてセンターの方はどうしていくのか決定付けをしていただくと同時に、市の方は発注者側として1年間猶予をいただきたいということで、今後進めていきたいという方向です。

従いまして、最終的な結論が決まってしまった訳ではない状況です。

委員長

ありがとうございました。それではよろしいでしょうか。

日程第4 協議・報告事項

(7) 作手地区小学校再配置の要望について

委員長

日程第4、協議・報告事項(7)作手地区小学校再配置の要望について説明をお願いします。

教育総務課長

小学校の再配置の基本的な考え方・指針を平成21年3月に作成しました。作手地区におきましては、平成20年6月から学校再配置についての懇談会等が開催されてきています。その後、いろんな経過を経まして今年の5月に作手地区小学校再配置の検討委員会が設立されまして、作手地区4校の小学校の再配置について協議・調整が行われてきました。これまでの協議の成果をまとめたものが、9月26日に作手地区小学校の再配置についての要望というかたちで、市長と議長と教育長宛てに提出されました。要望書につきましては資料のとおりです。

市では、その要望書に対しまして、市政経営会議に要望事項の検討を行うとともに、段階的な再配置に向けての教職員の配置について県教委との調整を行ってきました。

その結果について、この要望書に対し委員会に回答をしようという事で、作手地区小学校再配置の要望についての回答というかたちで、事務局で作成しました。これについてのご意見がありましたら伺いたいのですのでよろしくお願いします。

委員長

ありがとうございました。それでは、この件に関してご意見ご質問がありましたらお願いします。

委員

回答はいつでしたか。

教育長

31日に、作手に行って委員会に渡します。

委員長

質問はよろしいでしょうか。

委員

2校にして、統合して1校にした場合と、今回のように2校舎で1つにまとめる場合との大きな違いはなんですか。

教育長

これは、地元要望です。通常ならば2校にしておいてそれぞれの学校が運営をしておいて1校になるステップを踏むのが通常ですが、作手地区としては、やはり、一刻も早く作手小学校1校にしたいという要望が基本にあって、そのためにはプロセスとして新設1校として25年4月は時間的にも無理な話なので、途中経過として1校だけど2つの場所でやっていきたい。というかたちで2つの学校は良くない、1つの学校で2つの場所でやるという。これは全国でも例のない話なのですが、そういうかたちで進めていきたいと、ただし、その場合であっても通常は、本校と分校のかたちになって、それもやってほしくないということです。フィフティーフィフティーの立場で。1つの学校ですから校長は1人、2つの場所ですので教頭2人でそれぞれの学校と同じような教員配置をします。

委員

校長以外は、単独校2校と同じだけの教員配置ができるのですね。

教育長

はい。

委員

それならいいです。

委員

それは、かなりハードルが高いですが、愛知県、文科省が認めてくれたということでもありますので、満額の回答をもってできるのではないかと思います。

委員

作手地区の状況としては、例えば2校にした場合、数年後に1校になるのが見えながら、校名をどうするのか、校歌をどうするかとか具体的な問題になった時に、それぞれ教育目標が違ったものを統一するのは非常に難しいので、できるだけスムーズに1校にするには、教育長が言われたような提案がなされて、それで一気に問題が解決しました。

委員長

それでは、他にありますか。無いようですので次に移ります。

日程第4 協議・報告事項

(8) 新城小学校屋内運動場改築に係る要望について

委員長

日程第4、協議・報告事項(8) 新城小学校屋内運動場改築に係る要望について説明をお願いします。

教育総務課長

新城小学校の現講堂、屋内運動場の改築につきましては、危険建物の改築工事として、今年度、実施設計を行いまして、来年度、建設を行うよう計画をしております。このたび建設工事の施工にあたりまして学校所在地であります、入船区の正副区長様、また近隣にお住まいの方から資料としてあります要望書が提出されました。日付が10月12日となっておりますが、実際に受け取った日は18日に受領しております。多くの要望がありますが、地域住民の方の生活環境を守るというような要望。また、学校に古くから残る銀杏の木の保存、地域住民の方の憩いの場としての新城小学校の維持というような事が大きなものとなっております。今後、素案が決まりましたら地域住民の方、中教審の方、同窓会の方を含めて、概要についての説明会等を行っていきまして、地域に開かれて地域に親しまれる学校運営ができるよう協議調整ができるよう考えております。

委員長

ありがとうございました。ご質問がありましたらお願いします。

委員

今、新城小学校の体育館の機能と外郭のプランはどうなっていますか、それがないと議論はできないと思うのですが、どういう機能があるのか、具体的にどこの場所にどう建つのか。

教育総務課長

機能としましては、現在の建物は、昭和10年の建築でバスケットコートが1面とれて、舞台があり、東側に倉庫があります。今の生徒数と学級数でいいますと1,200㎡が必要面積となります。今回の計画では、バスケットコートが2面とれるもの、防災の避難所として指定されていますので、有事の際に市民の方が避難したときは、雨水を貯めておいてトイレに使うだとか、温水シャワーを付けるだとか、授乳ができるような部屋を設置するだとか、備蓄品を備える部屋を設置するだとか、今現在考えております。後は、エコ的な面でいいますと、ソーラーパネルで蓄電できるようなことも踏まえて設計事務所に設計するよう依頼をしております。

場所としましては、現体育館を来年度壊して建て替えということになりますと、子ども達の学ぶ場がなくなりますので、庭園の南側のバスケットコートがあるところに予定をしております。全体の面積としては、1,300㎡強となると思われれます。

建築に対しましては、今まで地域の方々が騒音ですとか、日照の関係ですとか、い

ろいろなことでお悩みがあったものですから、できるだけ負担を軽減できるよう設計事務所と調整を行っているところです。

委員長

素案はいつごろ出来るのでしょうか。

教育総務課長

11月には、あがって来ると思います。11月のいつになるか解りませんが、出来る段階をみて区長さん、地域の方々と日程を調整して説明をさせていただきたいと考えています。

委員

要望の基本は、建設そのものは認めるけれども、条件を考慮してやれば良しとするのか、建設そのものが問題だというのか、文面を読むと条件的なもののように感じるのですが、そういう理解でよろしいですか。

教育総務課長

地元の方々が全面的に反対ということではありません。建てるうえでは地域住民の方に配慮した設計をお願いしたいというのが、主な要望です。

委員

それは、当然ですね。

教育総務課長

他の小中学校と異なりまして、市の中心部で民家が非常に近い立地での小学校ですので、当然そういったことには配慮して行きたいと思います。

委員長

市役所が今度、動きますので、市役所からこの辺が一望できるわけですね。そういう外観的なことも大変重要になってくるとは思います。

教育総務課長

今、新庁舎の建設が計画されているわけですが、建設の目標年次が異なりますので、小学校は小学校で体育館の建設を進めていきます。外観ということで、昭和10年の建築で非常に愛着があるということも聞いております。住居地域と官公庁の地域に合ったようなかたちでできればと思っております。

委員長

それでは、住民代表の方もみえていますので、11月に出きましたら、お知らせください。

では、その他に入ります。その他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

日程第5 その他

(1) 第6回愛知県市町村対抗駅伝競走大会について

委員長

日程第5、その他(1)第6回愛知県市町村対抗駅伝競走大会について説明をお願い

いします。

スポーツ課長

今年で第6回目を迎えます市町村駅伝です。スケジュールについては、11月26日に現地下見と試走を行って、新城に帰って来てから夕方壮行会を行います。大会につきましては12月3日の土曜日です。資料に監督から選手の名簿が付けてあります。10月18日に選考会をひらきまして決まりました。大会当日テレビでの放送もあろうかと思しますので応援をよろしくお願いします。

委員長

ありがとうございました。ご質問がありましたらお願いします。

それでは、次に入ってよろしいでしょうか。

日程第5 その他

(2) 第24回新城歌舞伎について

委員長

日程第5、その他(2)第24回新城歌舞伎について説明をお願いします。

文化課長

お手元のチラシをご覧ください。今年で24回目となります新城歌舞伎でございますが、11月20日の日曜日、午前11時より文化会館大ホールで開催いたします。現在PRに努めている段階でございますが、先日の軽トラ市でも実行委員会のメンバーとPR活動を行ってきました。委員の皆さまもご都合がよろしければご観覧をお願いします。以上お知らせです。

委員長

ありがとうございました。何かご質問はありませんか。

他にありませんか。

生涯学習課長

お手元に市民大学のご案内ということでチラシを配りました。市民大学は、平成9年度から始めまして今年で15年目となります。今回、11月12日の土曜日から3回連続で土曜日に開催します。例年と違いますのは、開催時間ですが、今回10時半から12時とします。今までは土曜日の2時から始めていましたが、なかなか申込みが伸びないので、午前中にすれば、参加しやすいのではないかとということで変更させていただきました。

参加費ですが、3回通しで300円になっております。例年参加者が減ってきております。委員さんの方からもお知り合いの方に参加のお勧めをいただければと思います。よろしくお願いします。

委員長

ありがとうございました。よろしくお願いします。

他にございませんでしょうか。

スポーツ課長

資料の新城マラソンの募集要項をご覧いただきたいと思います。平成24年の1月15日に新城総合公園で行います。11月1日から11月30日まで申込みの受付を行いますのでよろしくお願いします。

委員長

ありがとうございました。よろしくお願いします。

他にございませんでしょうか。

学校教育課長

日程4点の確認、出席の確認をお願いします。

11月3回、12月1回の日程です。

11月2日の庭野小学校の研究案内をしております。出席の予定の方は教えていただければと思います。

11月7日火曜日の午後に新城小学校で教育研修会を行います。予定が空いていましたら作品展と各部会をみていただきたいと思います。

11月15日火曜日午後から作手中学校で中高連携の公開授業とシンポジウムを予定しています。菅沼委員さんはシンポジウムに地域の代表で出ていただき、私は教育委員会代表で出ます。出席の予定の方はご連絡ください。

最後に、校長会が主催します「市長、議長との懇談会」を12月2日金曜日午後6時から予定していますので日程調整をお願いします。また。午後3時から海外派遣の報告会が開催されますので日程の確認もお願いします。

委員長

ありがとうございました。他には何かございませんでしょうか。

それでは、次回の日程と場所を決めたいと思いますが、11月24日木曜日に場所はここが予定されていますが、時間は2時30分からでいかがでしょうか。ご異議が無いようですので、11月24日、午後1時30分から教育長室で研修会をおこない、午後2時30分から定例教育委員会会議を市民体育館第2会議室で行います。

教育総務課長

この、11月28日で委員長さんの任期が満了となります。それに伴いまして臨時の教育委員会会議を11月29日に教育長室で開催をしたいと思います。時間の調整をお願いします。

委員長

11月29日火曜日に臨時会ということですが、

教育部長

議題は、委員長さんと職務代理者の方を決めていただく案件ですので、時間は1時間程度みていただければと思います。

委員長

では、11月29日に教育長室で午前10時から、臨時教育委員会議行いますので
よろしくお願ひします。

教育総務課長

できましたら、12月の教育委員会議の開催日を決定していただきたいと思ひます。
予定では12月22日木曜日になっています。

委員長

では、12月の定例教育委員会議は、12月22日午後3時30分からお願ひしま
す。

長時間に渡りありがとうございました。

以上で10月の定例教育委員会議を終了いたします。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記